平成２３年（フ）第５６号
京都市西京区桂河田町167番地
債務者　村谷はるみ
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
京都市北区紫野出雲路俵52島津製作所紫明荘内、住民票上の住所大阪府東大阪市出雲井本町５番11―710号
債務者　松浦　哲平
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
京都市伏見区深草泓ノ壺町15番地３　アーカス伏見308
債務者　日吉かおり
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
京都府長岡京市勝竜寺ニノ坪９番地34
債務者　天羽　利枝
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
京都府長岡京市馬場１丁目12番21号　市営住宅301
債務者　河﨑　勝美
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
京都府宇治市大久保町井ノ尻14番地の２
債務者　山村　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
京都市北区大宮東小野堀町47―１、住民票上の住所京都府宇治市大久保町井ノ尻14番地の２
債務者　山村　　好
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
京都府久世郡久御山町島田堤外24番地１　カサノーブレ301号
債務者　山本　文子（債務発生時の姓平原）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
京都市山科区音羽乙出町５番地　萬年青ガーデン706号
債務者　徳永　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
京都市伏見区向島吹田河原町129番地　原田マンション８号室
債務者　山岡里江子（債務発生時の姓藤川）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
京都市南区東九条南烏丸町35番地の６　南烏丸市営住宅２棟356号
債務者　西原　　明
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
奈良県生駒市松美台152番地３
債務者　渡邊久仁子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６７９号
奈良県桜井市大字初瀬1593番地
債務者　木下　昌起
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
奈良県大和郡山市新木町466番地10
債務者　畑内　　愛
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４号
奈良県大和郡山市小泉町2958番地　県住１―103
債務者　栗井　文子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
鳥取県米子市夜見町3066番地61
債務者　前田　俊彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９号
松江市美保関町森山830番地７
債務者　寺本　順子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
松江地方裁判所民事部